

# **参考資料 3**

＜平成24年7月27日 第1回定住自立圏構想関係市町村長会議 配布資料＞

## **定住自立圏構想推進の流れについて**

# 定住自立圏構想推進の流れ<イメージ>

## 中心市宣言

地域全体のマネジメント等について中心的な役割を果たすことを宣言。

## 定住自立圏形成協定 締結

協定を議決案件とする条例制定

- ① 中心市と関係市町村が1対1で
- ② 「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の観点から
- ③ 議会の議決を経て結ぶ協定。

※協定を締結するにあたっては、議会の議決案件とするための手続条例を定める必要。

## 共生ビジョン懇談会

○定住自立圏共生ビジョンの策定・フォローアップ・変更を行う懇談会(中心市が主催)。

※ビジョンの策定・フォローアップ・変更にあたって、有識者を構成員として開催する懇談会。

## 定住自立圏共生ビジョン 策定

- ① 定住自立圏形成協定の実施計画。
- ② 定住自立圏形成協定において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載。

※ビジョンに記載する具体的取組について、主な項目は以下①～④のとおり。

- ① 根拠とする定住自立圏形成協定
- ② 具体的内容
- ③ 実施スケジュール
- (④ 予算措置を伴うものについては、各年度の事業費の見込み・総事業費を記載)

※ビジョンの期間は5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

## 事業の実施

新しい分野を  
実施する際  
は協定改正

## 事業の フォローアップ

- ビジョンに記載された事業を実施・検証。
- ビジョンの実施状況をフォローアップ。フォローアップの結果を踏まえて、取組内容を深める。また、新たな分野での取組をする場合などは協定の改正を検討。

協定書は、中心市を甲、周辺市町村を乙として、取組の内容とそれぞれの役割を明示するものとなっている。例えば、公共施設の利用<本圏域の定住自立圏連携メニュー(後述)でも本項目が挙げられているため、例として記載した>について例をあげると以下のような書きぶりになる。

### 【具体例 (徳島県 阿南市の例)】

#### キ 公共施設の相互利用

##### (ア) 取組の内容

圏域内の公共施設等の相互利用を促進する。

取り組む内容を端的に記載している。詳細は共生ビジョンで明示する。

##### (イ) 甲の役割

中心市の役割を規定

a 乙に住所を有する住民及び所在地を有する団体に、甲が所有する公共施設等の使用を甲の住民が負担する使用料との均衡を図り使用させる。

##### (ウ) 乙の役割

各市町村の役割を規定

a 甲に住所を有する住民及び所在地を有する団体に、乙が所有する公共施設等の使用を乙の住民が負担する使用料との均衡を図り使用させる。

# 【参考2】 定住自立圏共生ビジョンについて<イメージ>

・協定で締結した項目に対応した実施計画として共生ビジョンを作成。

## 【具体例 (徳島県 阿南市の例)】

### 【具体的な取組内容】

事業名	①スポーツ施設相互利用促進事業				
関係市町	阿南市・那賀町・美波町				
事業概要	関係市町の体育館、グラウンド、プール等の施設のうち、関係住民が利用する施設について、使用料の格差がある場合は原則として同等の条件で利用できるよう改める。ただし、減免規定については適用しない。				
事業効果	関係市町の住民がスポーツ施設を平等に利用することにより圏域内のスポーツの振興、施設の利用促進及び住民の相互交流を図る。				
役割分担	阿南市	スポーツ総合センター、羽ノ浦総合国民体育館、那賀川スポーツセンター、春日野体育館、橋体育館、羽ノ浦健康スポーツランド、新野グラウンド、桑野グラウンド、南部ふるさとふれあい運動公園、那賀川河川敷緑地運動広場、羽ノ浦グラウンド、春日野グラウンド、B&G海洋センター施設			
	那賀町	豊饒の杜総合運動公園、B&G海洋センター施設			
	美波町	B&G海洋センター施設			
事業計画	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
事業費(千円)					
特記事項等	※新たな事業費が必要な場合は、毎年度の予算により定める。				

### 【協定項目の実実施計画】

- ①具体的な取組
- ②効果
- ③スケジュール
- ④役割分担
- ⑤事業費見積り

等を記載

※ここに明確に位置づけられた事業が特別交付税等の財政措置の対象となる。

## 定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

### 中心市と協定を締結する周辺市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。  
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

### 協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

### 協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。  
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

## 協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

## 生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

## 結びつきやネットワークの強化

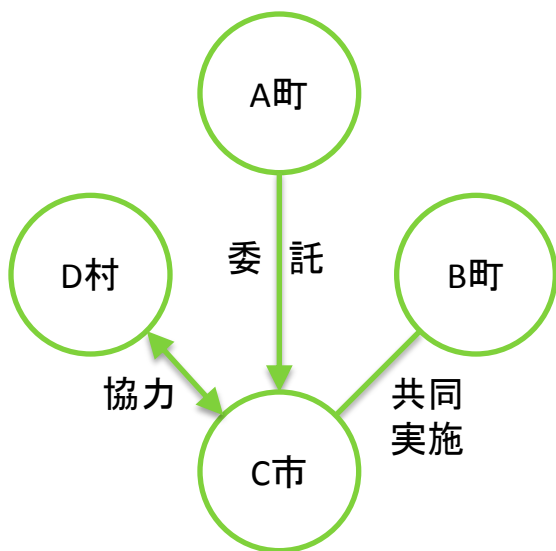
- a 地域公共交通
- b デジタル・ディバイドの解消  
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等  
の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交  
流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきや  
ネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント  
能力の強化

- a 中心市等における人材  
の育成
- b 中心市等における外部  
からの行政及び民間人  
材の確保
- c 圏域内市町村の職員等  
の交流
- d 上記のほか、圏域マネジ  
メント能力の強化に係る取  
組

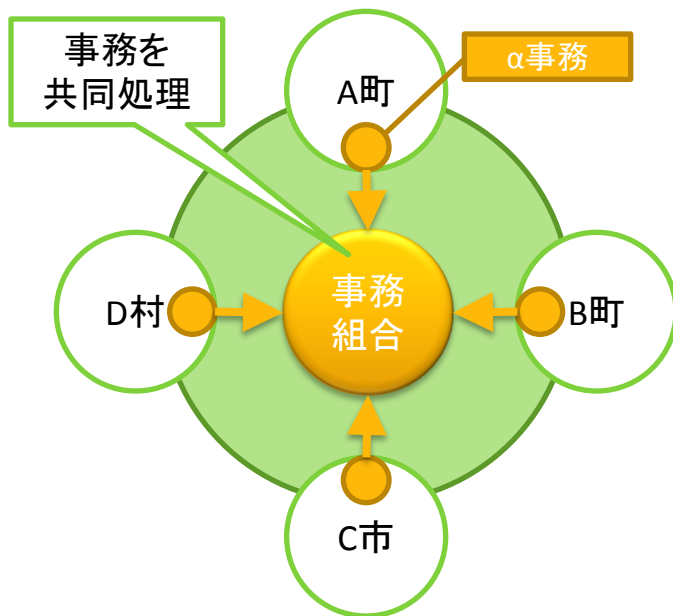
## 【参考4】 広域連携のかたち(イメージ)

地域として総合力を発揮するために、今後の連携のあり方を含めた新しいまちのかたちを考えることが大切です。まちのかたちとしては、今の市・町・村の枠組みを残しながら広域的な連携を図る「市町村連携」、「一部事務組合」、「定住自立圏」など様々な方法があります。



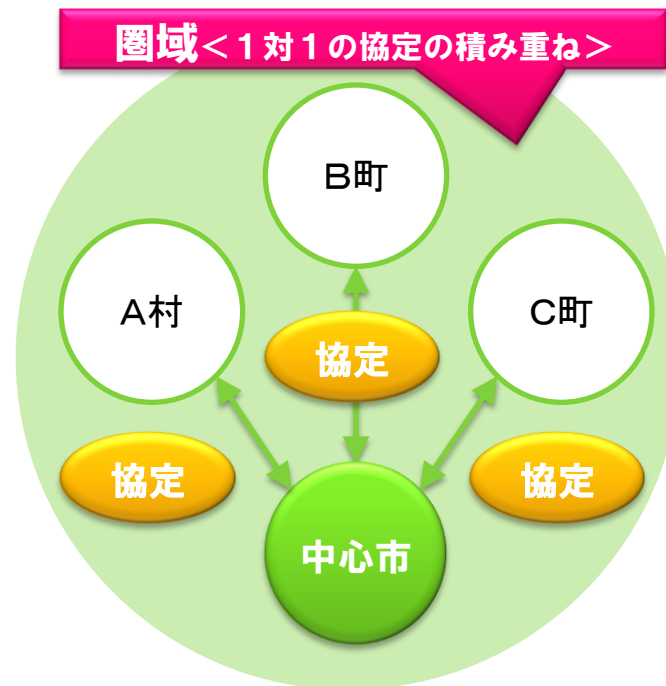
### 市町村連携

事務を市町村間で協力したり、共同で行なったり、他の市町村に委託する方法です。



### 一部事務組合

市町村がその事務の一部を共同処理するために、特別地方公共団体を設ける方法です。一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、市町村の機能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。



### 定住自立圏

**中心市宣言を行なった中心市と周辺市町村が1対1で協定を締結し**、中心市の機能と周辺市町村の機能が有機的に連携することで、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保する仕組みです。

## 【参考5】 八戸定住圏の取組例

平成23年8月29日  
第8回定住ビジョン懇談会  
資料1

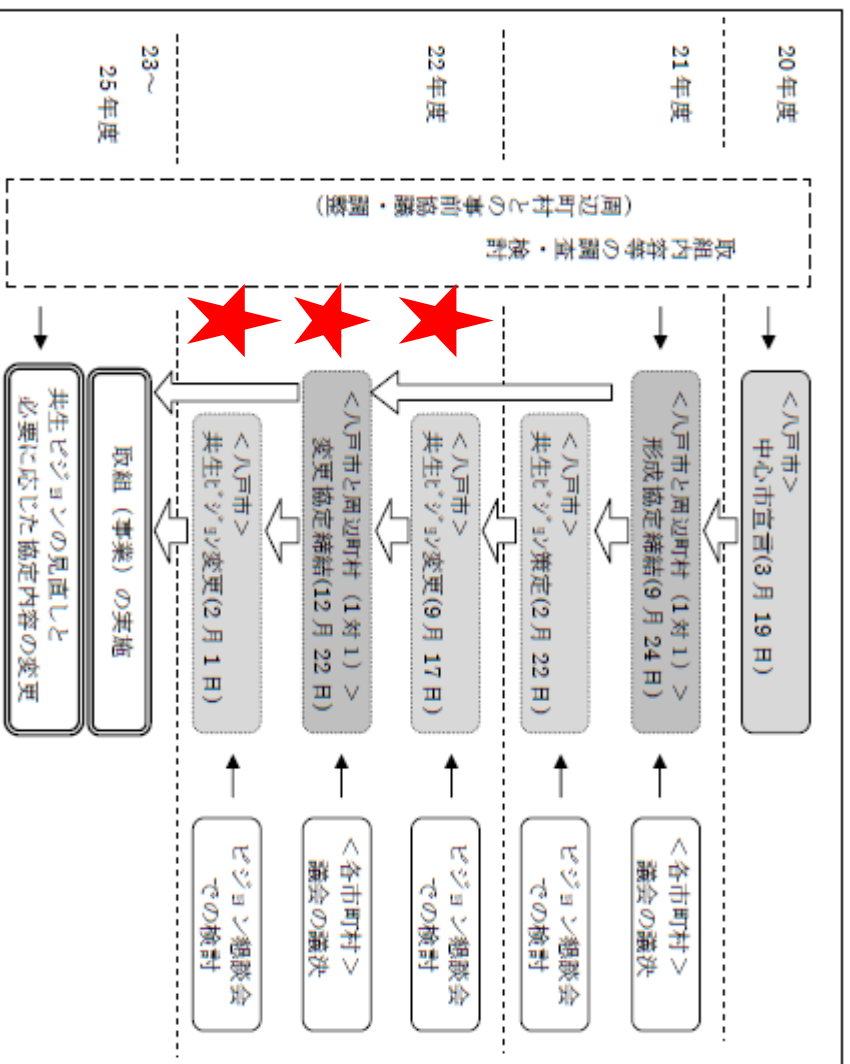
### 八戸圏域定住自立圏の概要について

#### 1. 定住自立圏構想について

中心となって地域を牽引できる都市である中心市と、周辺市町村が協定を締結することにより、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力あふれる地域を形成するためのもの。

#### 2. 手続き等について

- ①中心市宣言
  - ・中心市は、圏域の中で中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにした宣言書を作成し、公表する。
- ②定住自立圏形成協定の締結
  - ・中心市と周辺町村は、連携して行う取組について、1対1で協定を締結する。
  - ・締結に当たっては、各市町村議会の議決を経なければならない。
- ③定住自立圏共生ビジョンの策定
  - ・中心市は、協定締結後、圏域全体の将来像や具体的取組等をまとめたビジョンを策定し、公表する。
  - ・策定に当たっては、民間や地域の関係者等を構成員とした懇談会の検討を経るものとする。
- ④進行管理
  - ・ビジョンについては毎年度見直しを行うとともに、必要に応じて協定内容を追加・変更する。





## 3. 構成市町村

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、陸上町、新郷村、おいらせ町

## 4. ビジョンの期間 平成 21 年度から平成 25 年度まで

## 5. 経過

時 期	内 容
〈平成 20 年〉 7 月 4 日	「定住自立圏構想」の具体化に向けて、先行して取り組む団体（市町村）を募集。
8 月 29 日	八戸広域市町村圏事務組合を構成する 8 市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、陸上町、新郷村、おいらせ町）が先行実施団体に応募。
10 月 28 日 〈平成 21 年〉	先行実施団体の決定
2 月 23 日	第 1 回関係市町村長会議
<b>3 月 19 日</b>	<b>中心市宣言（八戸市）</b>
8 月 18 日	第 2 回関係市町村長会議
9 月 7～17 日	定住自立圏形成協定の締結について、各市町村議会で議決
<b>9 月 24 日</b>	<b>八戸圏定住自立圏形成協定調印式</b>
10 月 15 日	第 1 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
11 月 18 日	第 2 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
12 月 22 日	第 3 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
〈平成 22 年〉	
2 月 16 日	第 4 回定住自立圏共生ビジョン懇談会
2 月 22 日	第 3 回関係市町村長会議
<b>2 月 22 日</b>	<b>八戸圏定住自立圏共生ビジョン協定</b>
8 月 20 日	第 5 回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
<b>9 月 17 日</b>	<b>八戸圏域定住自立圏共生ビジョンの宣言（第 1 回）</b>
11 月 7 日	第 4 回関係市町村長会議
11 月 19 日	第 6 回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
12 月 6～21 日	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結について、各市町村議会で議決
<b>12 月 22 日</b> 〈平成 23 年〉	<b>八戸圏域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結</b>
1 月 13 日	第 7 回八戸圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会
<b>2 月 1 日</b>	<b>八戸圏域定住自立圏共生ビジョンの宣言（第 2 回）</b>

